第四十条の八の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第一項中「以下この項及び」を「第一号及び第二号並びに」に改め、同項第一号中「第十一項」を「第十項」に改め、同項第三号中「役員（会社法第三百二十九条第一項に規定する役員又は業務を執行する社員をいう。第二十五項第五号において同じ。）でない」を「代表権を有していない」に改め、同条第三項中「認定贈与承継会社（」の下に「株券不発行会社（会社法第百十七条第六項に規定する株券発行会社以外の株式会社をいう。次項及び第三十一項第三号において同じ。）又は」を加え、「同項」を「法第七十条の七第一項」に改め、同条第四項中「認定贈与承継会社（」の下に「株券不発行会社又は」を加え、同条第五項中「この項及び第二十四項」を「この項、第十一項及び第二十三項」に改め、同項第一号中「第二十四項第一号」を「第二十三項第一号」に改め、同号ロ中「以下この条において「常時使用従業員」を「経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする親族を除く。以下この項及び第二十三項において「親族外従業員」に改め、同条第六項中「会社並びに」を「会社、」に、「者が」を「者（第六号ハに掲げる会社を除く。）が」に改め、同項第六号イ中「者（」の下に「当該経済産業大臣認定を受けた会社及び」を加え、同条第九項第一号中「総収入金額」の下に「（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものに限る。）」を加え、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「並びに当該」を「、当該」に、「医療法人の議決権の数の合計が、当該医療法人の総社員の議決権の数の百分の五十を超える数である場合における当該医療法人」を「次の各号（当該認定贈与承継会社が資産保有型会社等に該当しない場合にあつては、第一号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。第一号において同じ。）の数又は金額が、当該各号に定める数又は金額である場合における当該法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法人（医療法人を除く。）の株式等（非上場株式等を除く。）　当該法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人にあつては、発行済みの同条第十四項に規定する投資口）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額

二　医療法人の出資　当該医療法人の出資の総額の百分の五十を超える金額

第四十条の八第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十五項及び第十七項」を「第十四項及び第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第十三項」に、「及び第十五項から第十七項まで」を「、第十五項から第十七項まで及び第二十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項第一号イ中「第二十六項」を「第二十五項」に改め、同号ロ中「第二十六項」を「第二十五項」に、「第二十八項」を「第二十七項」に、「第二十九項」を「第二十八項」に改め、同項第二号イ中「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項第三号イ中「第二十八項」を「第二十七項」に改め、同項第四号イ中「第二十九項」を「第二十八項」に改め、同項第五号中「第三十項」を「第二十九項」に改め、同項第六号ロ中「第三十一項」を「第三十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第十一項」を「第十項」に、「第二十四項」を「第三十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「における常時使用従業員」の下に「（同条第二項第一号イに規定する常時使用従業員をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「常時使用従業員」を「親族外従業員」に改め、同項を同条第二十五項第五号を削り、同項を同条第二十六項から第三十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第三十二項第二号中「場合」の下に「（税務署長に対し書面によりその旨の通知があつた場合において、当該定款の変更がその効力を生ずる日までに第三項に規定する方法により担保の提供が行われたときを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　法第七十条の七第七項本文の規定により担保として提供された特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社（株券不発行会社であるものに限る。）が、当該特例受贈非上場株式等に係る株券を発行する旨の定款の定めを設ける定款の変更をした場合（税務署長に対し書面によりその旨の通知があつた場合において、当該定款の変更がその効力を生ずる日までに国税通則法施行令第十六条に定める手続により担保の提供が行われたときを除く。）

第四十条の八第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項から第三十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第三十六項に後段として次のように加える。

この場合において、当該届出書が同条第十六項第二号に係るものであるときは、当該届出書を当該贈与者の死亡に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書と併せて提出しなければならない。

第四十条の八第三十六項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

37　法第七十条の七第十七項第一号及び第二十二項に規定する政令で定める事実は、法人税法施行令第二十四条の二第一項に規定する事実（同項第一号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十二条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限る。）とし、法第七十条の七第十七項第一号に規定する政令で定める計画は、法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第四号又は第五号に掲げる要件に該当する債務処理に関する計画とする。

第四十条の八第三十八項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、「第四号ロ」の下に「並びに第二十二項第二号」を加え、同条第四十五項中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同項を同条第四十七項とし、同条第四十四項を同条第四十六項とし、同条第四十三項を同条第四十五項とし、同条第四十二項中「第七十条の七第二十二項」を「第七十条の七第二十七項」に、「第三十五項又は第三十六項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「ほか」を「ほか、」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十一項の次に次の二項を加える。

42　法第七十条の七第二十二項に規定する政令で定める要件は、同項に規定する認可決定日において、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　法第七十条の七第一項の特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であること。

二　前号の認定贈与承継会社の株式等が非上場株式等に該当すること。

43　法第七十条の七第二十二項に規定する政令で定める評定は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める評定とする。

一　民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつたこと　認定贈与承継会社がその有する資産の価額につき当該再生計画又は当該更生計画の認可の決定があつた時の価額により行う評定

二　法第七十条の七第二十二項に規定する政令で定める事実　認定贈与承継会社が法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号イに規定する事項に従つて行う同項第二号の資産評定

第四十条の八の二の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第一項第一号中「第七十条の七の二第二項第三号ハ」を「第七十条の七の二第二項第三号ロ」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項第二号中「第七十条の七の二第二項第三号ハ」を「第七十条の七の二第二項第三号ロ」に改め、同条第二項中「の親族が、当該被相続人」を削り、「場合において、当該」を「個人が、当該」に、「とき」を「場合」に、「は」を「」には」に、「当該親族」を「当該個人」に、「同号イ中「相続の開始」とあるのは「贈与」と、同号ロ中」を「同号イ中」に、「同号ハ及びニ」を「同号ロ及びハ」に、「同号ホ」を「同号ニ」に、「同条第二十四項」を「同条第三十項」に改め、同条第三項中「当該被相続人の親族」を「個人」に、「場合で」を「場合において」に、「当